

育児・介護休業法がかわりました②

介護のための 短期の休暇制度が 創設されました

現 状

家族の介護のために離職している労働者が、平成14年からの5年間で約50万人います。

要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤等で対応している労働者も多くいます。

改正ポイント

介護のための短期の休暇制度の創設

要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するための短期の休暇制度
→家族1人につき年5日、対象者が2人以上であれば年10日取得できます。



●介護休暇の対象となる世話には、 家事や買い物なども含まれます

介護休暇の対象となる世話は、以下のものです。

対象家族の介護とは

- ・通院等の付添い
- ・介護サービスの適用を受けるために必要な手続きの代行
- ・その他必要な世話（家事や買い物など）



～イベントのご案内～

さざんかフェスタin山内

◆日時 10月3日(日) 10時～14時

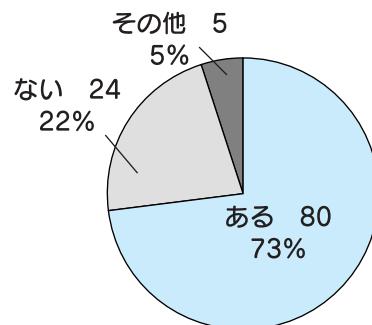
◆場所 山内公民館 ◆参加費 100円

「ひとひとネット武雄」による男女共同参画講演会、ピザ焼体験、ヨーヨーつりなど楽しい催しが開催されます。皆さんでご参加ください。

●市内の取得状況は？

平成20年に実施した「武雄市男女共同参画企業意識調査」によると、介護休業（介護休暇）の社内規定を設けている事業所は80社で、その中で介護休業の取得者は男性1名、女性1名でした。

今回の法改正により、社内規程がより整備され、介護休業を取得しやすい環境が整い、仕事と生活の両立の推進に繋がることが期待されます。



回答企業：109社

対象企業：217社

回収率：51%



●育児・介護休業法の詳しい情報をご覧いただけます

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

●企業が行う「育児・介護等と仕事の両立支援」の取り組みをご覧いただけます

両立支援のひろば <http://www.ryouritsushien.jp/>

問 政策部 男女参画課

(23)9141

～男女がともに子育て、介護をしながら働き続けることができる社会を目指して～